

# 山口県報

令和 3 年  
10 月 8 日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
防府都市計画道路事業の認可(都市計画課).....一
- 公告  
令和三年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....一
- 公共測量の実施(監理課).....三
- 契約の締結(物品管理課).....三
- 公安委告示  
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施.....四

## 山口県告示第二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和三年十月八日

山口県知事 村岡 誠

- 一 施行者の名称  
防府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
防府都市計画道路事業三・四・十三牟礼中関線  
防府都市計画道路事業三・四・四十松崎牟礼線

### 三 事業施行期間

令和三年十月八日から令和十年三月三十一日まで

### 四 事業地

防府市岩島一丁目

### (二一四) 令和三年度山口県補正予算の要領の公表

令和三年九月山口県議会定例会で議決された令和三年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和三年十月八日

山口県知事 村岡 誠

### 令和三年度山口県一般会計補正予算(第5号)

令和三年度山口県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,330,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ790,452,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
9 国庫支出金		5,051,200	142,540,947	147,592,147
12 繰入金		5,051,200	102,926,810	107,978,010
	2 基金繰入金	1,278,800	17,951,162	19,229,962
	合 計	1,278,800	13,121,233	14,400,033
		6,330,000	784,122,605	790,452,605
2 総務費		6,330,000	43,535,465	49,865,465
	1 総務管理費	6,330,000	20,041,013	26,371,013

歳 出 合 計 6,330,000 784,122,605 790,452,605

令和3年度山口県一般会計補正予算(第4号)

令和3年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,083,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800,536,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 出 款 項	補 正 額	補正前の額	計
9 国庫支出金	7,693,223	147,592,147	155,285,370
1 国庫負担金	1,098,327	36,517,165	37,615,492
2 国庫補助金	6,594,896	107,978,010	114,572,906
12 繰入金	567,044	19,229,962	19,797,006
2 基金繰入金	567,044	14,400,033	14,967,077
13 繰越金	590,673	108,808	699,481
1 繰越金	590,673	108,808	699,481
15 県債	1,233,000	81,924,000	83,157,000
1 県債	1,233,000	81,924,000	83,157,000
歳 入 合 計	10,083,940	790,452,605	800,536,545
歳 出 合 計	10,083,940	790,452,605	800,536,545
歳 入 出 入 出 補 正 額			
歳 入 出 補 正 額	8,445	49,865,465	49,873,910
歳 出 補 正 額	8,445	49,865,465	49,873,910
2 総務費	8,445	9,342,647	9,351,092
2 企画調整費			
3 民生費	1,305,000	99,532,424	100,837,424
1 社会福祉費	1,305,000	77,793,456	79,098,456
4 衛生費	2,568,576	64,413,617	66,982,193
1 公衆衛生費	2,568,576	49,221,476	51,790,052

令和3年10月8日 山口県 令和3年10月8日

事 項	期 間	限 度	額
5 労働費		1,320	2,580,395
3 失業対策費		1,320	376,001
7 商工費		3,208,599	114,164,400
1 商業費		2,650,000	7,057,540
2 工鉦業費		558,599	102,686,897
8 土木費		864,000	68,540,619
2 道路橋りょう費		226,000	27,706,739
11 災害復旧費		638,000	19,175,419
2 土木施設災害復旧費		2,058,000	6,016,591
14 予備費		70,000	310,000
1 予備費		70,000	310,000
合計		10,083,940	790,452,605

第2表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度	額
1 県東部地域県立武道館整備に係る設計委託一括契約すること。	令和3年度から令和6年度まで	276,025千円	

第3表 地方債補正変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正 後	
	補 限度額	起 債 の 法 方 法	補 限度額	起 債 の 法 方 法
単独河川改修事業	1,293,000	証書借入又は債券発行	1,591,000	証書借入又は債券発行
自然災害防止事業(河川)	152,000	証書借入又は債券発行	361,000	証書借入又は債券発行
自然災害防止事業(砂防)	405,000	証書借入又は債券発行	470,000	証書借入又は債券発行
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	証書借入又は債券発行	1,724,000	証書借入又は債券発行
土木現年単独災害復旧事業	70,000	証書借入又は債券発行	161,000	証書借入又は債券発行

		見直し後の利率による。		見直し後の利率による。
計	3,014,000		4,297,000	

令和3年度山口県一般会計補正予算(第6号)

令和3年度山口県の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,620,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ803,156,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
12繰入	2基金繰入金	2,620,000	19,797,006	22,417,006
歳入	計	2,620,000	14,967,077	17,587,077
歳出	計	2,620,000	800,536,545	803,156,545
7商工費	1商業費	2,620,000	9,707,540	12,327,540
歳出	計	2,620,000	800,536,545	803,156,545

(二一五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

- 二 作業の地域  
岩国市藤生町
- 三 作業の期間  
令和三年九月十六日から同年十二月二十四日まで

(二一六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。  
令和三年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
ネットワークパソコン 三千台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和三年八月六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 東京都江東区豊洲二丁目二番一号
- 六 落札金額  
三億六千七百七十九万二千四百三十六円
- 七 入札公告日  
令和三年六月二十五日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣 政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格



## 山口県公安委員会告示第四十三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和三年十月八日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員
- (一) 種別及び級
- 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
- (二) 定員 五十人
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和三年十一月十一日（木曜日）の午前九時から正午まで
- (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
- 三 審査の対象者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）
- (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
- (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）
- 四 審査の方法
- 学科試験及び実技試験により行うものとする。
- 五 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年十月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

四

- 六 審査申請書の提出先
- (一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
- 山口県内の最寄りの警察署
- (二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
- 山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- 七 提出書類
- (一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）
- (二) 添付書類
- 1 六の(二)に該当する者については、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）
- 3 旧規則第八条の合格証の写し
- 八 審査手数料
- 四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 その他
- (一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。